

別紙①

阪井カルフル・ド・ルポ

【介護保険】

(訪問看護)

1割負担

令和6年10月1日～

1.基本料金表 (1回の訪問看護の利用料)

単位(円)

項目	時間	負担金額	時間外訪問	
			夜間・早朝の加算額 18時～22時、6時～8時 25%増	深夜の加算額 22時～6時 50%増
訪看Ⅰ2	20分以上30分未満	471	589	707
訪看Ⅰ3	30分以上60分未満	823	1,029	1,235
訪看Ⅰ4	60分以上90分未満	1,128	1,410	1,692
訪看Ⅰ5	1回につき20分	294	※1週間に6回まで利用可能 ※1日に2を超えて回以上行う場合、0.9を乗じた単位数で算定 ※1回につき20分あたり-8単位	

項目	時間	負担金額	時間外訪問	
			夜間・早朝の加算額 18時～22時、6時～8時 25%増	深夜の加算額 22時～6時 50%増
予防看Ⅰ2	20分以上30分未満	451	564	677
予防看Ⅰ3	30分以上60分未満	794	993	1,191
予防看Ⅰ4	60分以上90分未満	1,090	1,363	1,635
予防看Ⅰ5	1回につき20分	284	※1週間に6回まで利用可能 ※1日に3回以上行う場合、0.5を乗じた単位数で算定 ※利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に 介護予防訪問看護を行った場合(-5円) ※1回につき20分あたり-8単位	

2.加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

単位(円)

項目	負担金額	内容
初回加算Ⅰ (初回)	350 円/初回	過去二月間訪問看護を受けていない場合や、要支援から要介護に変わった場合等に、新たに訪問看護計画書を作成し、退院(退所)した当日に訪問した際算定。
初回加算Ⅱ (初回)	300 円/初回	過去二月間訪問看護を受けていない場合や、要支援から要介護に変わった場合等に、新たに訪問看護計画書を作成し、退院(退所)した翌日以降に訪問した際算定。
退院時共同指導加算 (初回)	600 円/初回	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、退院後初回の訪問看護に加算する。〈表A〉該当者は2回算定できる。
長時間訪問看護加算 (1回につき)	300 円/回	〈表A〉に該当する利用者に対して、1回の訪問時間が90分を越える場合に算定。
複数名訪問看護加算 (Ⅰ) (1回につき)	30分未満 254 円/回 30分以上 402 円/回	1人の看護師では困難であり、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合の2人目に算定。利用者および家族の同意が必要。
複数名訪問看護加算 (Ⅱ) (1回につき)	30分未満 201 円/回 30分以上 317 円/回	

③ サービス提供体制 強化加算1 (1回につき)	6 円/回	・すべての看護師等に対して、研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施または実施を予定していること ・利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、または事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること ・すべての看護師等に対して、健康診断等を定期的実施すること ・看護師等の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上
--------------------------------	-------	---

※ 急性憎悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間(最大2週間)は医療保険の適用となります。

※ ③ は支給限度基準額管理の対象外です。

3.その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
死後の処置料金	10,000 円	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料

表A: 厚生労働大臣が定める状態

<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態